

## 固定資産の所有者が亡くなられたご家族・ご遺族の皆様へ

この度のご家族様・ご親族様のご逝去を悼み、謹んでお悔みを申し上げます。

さて、故人様が土地や建物など固定資産を所有していた方には、固定資産税の納税義務者変更などの手続きを今後行っていただく必要があります。詳しくは下記のとおりですので、ご遺族の方でご相談のうえ手続きをお願いします。

### 1 納税義務者変更についての手続き

固定資産税の納税義務者は、原則として1月1日現在の不動産登記上の固定資産の所有者です。納税義務者が死亡した場合は、相続登記が完了するまでの間、相続人が納税義務を承継することから、相続人の方から「納税義務者変更申告書」（3・4頁様式）を提出していただくことになります。相続人が複数いて、法務局での相続登記が未了の場合は、固定資産を民法上共有していることになるため、代表を決めていただき、代表の方が提出してください。

遺産分割協議書等が整っている場合は、写しを併せてご提出ください。1月1日の基準日までに相続登記が未了の場合において、遺産分割協議書等により「現所有者」とみなして翌年度より課税させていただきますのでご了承ください。

### 2 次年度からの納税通知書について

次年度から、故人様が所有していた固定資産への課税分については新たな納税義務者宛てに送付されますが、年内中（12月末まで）に法務局での相続登記が完了しない場合、納税通知書の宛て名には新たな納税義務者のお名前に加え、「亡△△△△（故人の氏名）相続人」と表記されます。

### 3 その他

- ・ 故人様名義の口座からの振替は、今後できなくなります。口座を変更していただくことで引き続き口座振替を利用することが出来ます。詳しくは鶴岡市役所総務部納税課収納管理係へお問合せください。
- ・ 不動産の登記の手続きについては、山形地方法務局鶴岡支局（鶴岡市大塚町17-27 鶴岡合同庁舎内 TEL0235（22）1003）へお問合せください。
- ・ 法務局に建物の登記がなされていない家屋（未登記家屋）は、建物表示登記の手続きが必要となる場合があります。（不動産登記法47条）相続登記の手続きと同様、法務局にお問い合わせください。

#### 【お問合せ先】

〒997-0861 山形県鶴岡市馬場町9番25号 TEL0235（25）2111（代） 鶴岡市役所 総務部課税課 資産税管理係（内線 242、207） 総務部納税課 収納管理係（内線 220、219）
------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**【記入例】**

NO	入力	点検

固定資産税  
都市計画税

**納税義務者変更申告書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鶴岡市長様

〒

住所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号  
フリガナ ツル オカ ハジメ

氏名 鶴岡 一 ①  
生年月日 明・大・昭 平 〇〇年〇〇月〇〇日  
電話番号 25-9999  
前納税義務者から見た申告者の続柄 長男

下記の納税義務者が死亡したため、相続登記が完了するまでの間、私が、新たな納税義務者の代表であることを申告します。(地方税法第 343 条第 2 項及び市税条例第 74 条の 3)

(※令和 3 年 1 月 1 日施行) 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条例及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

記

前納税義務者	住所	鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号		
	氏名	鶴岡 長 一 生年月日 明 大 昭 平 〇〇年〇〇月〇〇日		
	死亡年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
相続登記	1. 済み ( 月 ) 2. 手続き中・予定 ( 1 2 月頃 ) 3. 未定			
相続人の人数	1. 一人 2. 二人以上	遺産分割協議書など	有 ・ 無 ・ 作成中	
未登記家屋の確認	1. 無し 2. 有り (表示登記済み又は予定している ・ 未定)			

処理欄 (下の欄は記入の必要ありません)

前義務者コード	口座	償却	新義務者コード	土地	家屋	入力	点検
1:	有・無	有・無	1:				
2:	有・無	有・無	2:				
3:	有・無	有・無	3:				
4:	有・無	有・無	4:				
未登記家屋	遺産分割協議書など			送付先個人			
有 ・ 無	有 ・ 無 ・ 作成中( )			送付先共有			
備考・納付案内について							

NO	入力	点検

固定資産税  
都市計画税 **納税義務者変更申告書**

令和 年 月 日

鶴岡市長様

〒

住所

フリガナ

氏名

印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

電話番号

前納税義務者から見た

申告者の続柄

下記の納税義務者が死亡したため、相続登記が完了するまでの間、私が、新たな納税義務者の代表であることを申告します。(地方税法第 343 条第 2 項及び市税条例第 74 条の 3)

(※令和 3 年 1 月 1 日施行) 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条例及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

記

前納税義務者	住所	鶴岡市		
	氏名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
	死亡年月日	年 月 日		
相続登記	1. 済み ( 月) 2. 手続き中・予定 ( 月頃) 3. 未定			
相続人の人数	1. 一人 2. 二人以上	遺産分割協議書など	有 ・ 無 ・ 作成中	
未登記家屋の確認	1. 無し 2. 有り (表示登記済み又は予定している ・ 未定)			

処理欄 (下の欄は記入の必要ありません)

前義務者コード	口座	償却	新義務者コード	土地	家屋	入力	点検
1:	有・無	有・無	1:				
2:	有・無	有・無	2:				
3:	有・無	有・無	3:				
4:	有・無	有・無	4:				
未登記家屋	遺産分割協議書など			送付先個人			
有 ・ 無	有 ・ 無 ・ 作成中( )			送付先共有			
備考・納付案内について							

(以下は、納税義務者を相続人全員による共有として申請する場合のみご記入ください)

## 同 意 書

表面「固定資産税・都市計画税納税義務者変更申告書」の内容において、  
相続人全員が共有者として、連帯して納税義務を負うことに同意します。

相続人 (代表者を除く)	氏 名	住 所	被相続人 との続柄
	Ⓜ		
	Ⓜ		
	Ⓜ		
	Ⓜ		

処理欄 (下の欄は記入の必要ありません)

作業	コード 記入	続柄 確認	連絡票	公用 請求	送付先	口座
作業 チェック欄						
点検						